

令和6年（ワ）第6685号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 学校法人梅村学園ほか1名

5 準備書面 5

(被告梅村学園答弁書・第1準備書面に対する反論)

2024年8月19日

東京地方裁判所民事第5部御中

10 原告 三宅勝久

被告梅村学園の主張に対し、以下反論する。

第1 予備調査の目的等について

15 文科省ガイドラインは、予備調査で行うべき調査項目を具体的に列挙した上で、それらを調査した結果「告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う」と定めている（甲1・15頁1～2行目）。また「研究活動及び研究費の取扱いに係る不正防止及び不正行為への対応に関する規程」（以下「中京大学規程」という。

乙2）19条3項は、予備調査において、

- 20
- ・不正行為の疑いがあるか
 - ・告発内容に科学的な合理性があるか
 - ・調査可能性はあるか

といった事項（同項の趣旨）を調査し、それらを確認した場合は本調査を行わねばならない旨定めている（乙2）。

25 これらの規程等を踏まえると、被告梅村学園は、文科省ガイドライン、中京大学規程の定める項目を予備調査において調査した結果、研究不正の疑義があり、かつ調査可能性があると認められる場合は本調査を行う義務を負っている。疑義が払拭されていないにもかかわらず本調査をし

ない旨の決定をすることは、研究不正の防止を目的とした文科省ガイドラインは中京大学規程の趣旨に反するものであり、許されないというべきである。

5 第2 本件予備調査について

1 予備調査委員会の調査について

被告梅村学園は、「特定不正行為の疑いがあることは確認できなかった」との結果に至った理由を縷々列挙する（答弁書5頁15～21行目付近）。いずれも説得力を欠くというべきである。

- 10 まず、「研究活動に係る不正活動の疑いがあることは確認できなかった」とのことであるが、原告記述1・2と大内記述1・2をそれぞれ比較すれば、文章表現や記載内容の類似の程度が、社会通念に照らして盗用・剽窃を疑わせるに十分であることは一見して明瞭である。本格的な調査をすることなく、「疑いがあることは確認できなかった」との結論を
15 導くことは不可能である。

- また、「告発内容で示された資料には科学的かつ合理的な根拠の論理性がないものが含まれていた」とのことであるが、原告は、原告が行った告発の具体的にどの部分が「科学的かつ合理的な根拠の論理性がない」と判断されたのか、予備調査委員会から説明や質問を受けたことはない。
20 仮に告発に事実誤認等の部分が存在したとしても、それをもって「特定不正行為の疑いがあることが確認できなかった」とする結論にはなり得ない。

- さらに、「被告発者の示した資料において科学的かつ合理的な根拠の論理性があることが確認された」「被告発者により示された資料の合理性及び調査可能性が確認された」とのことであるが、こうした被告発者に対する調査は本調査で行うべきであり、予備調査が本来なすべき役割を超えている。
25

予備調査委員会が、原告の告発に合理性があること、および調査可能

であることを確認したか、あるいは容易に確認し得たというべきである

2 予備調査委員会は告発内容の精査という基本的手順を怠った

予備調査委員会は、文科省ガイドラインや中京大学規程にのっとり、告発に対して、誠実な態度で必要事項を予備調査する義務を負っている。

5 しかしながら、本件予備調査の実態は、原告の告発内容を十分に把握しないまま結論を出すというずさんなものであった。

被告梅村学園に対する原告の告発は、次のとおり計5回にわたって行われた。

・告発1 (2020年)

10 7月21日(甲14) 大内記述1、大内記述3 関連

・告発2 8月3日 (甲15)

・告発3 9月20日(甲16) 原告記述2 関連

・告発4 9月22日(甲17) 同上

・告発5 10月5日(甲18) 同上

15 このうち予備調査委員会が原告にヒアリングを行い、報告票(乙5)を作成したのは告発1と告発2についてのみであった。被告梅村学園は、規程等を適正に運用して予備調査等を行ったと述べるが事実と反する。告発内容を精査するというごく基本的な調査義務を怠った。すなわち、告発内容を十分に見ることなく「疑いがあることは確認できなかった」
20 と決めつけたのである。

3 大内記述3について予備調査を行わなかったことについて

本件予備調査における予備調査のずさんさは、大内記述3にかかる告発への対応状況からも説明できる。予備調査報告書には、大内記述3に関する告発について「本学の定める研究不正に該当しない」との記載がある
25 (甲2・5頁3行目)。大内記述3について予備調査がいっさい行われなかったものと推認される。しかしながら、「捏造」の疑いに関する本件記述3の告発が予備調査の対象になり得ることは明らかである。被告梅村学園の予備調査委員会の委員らは文科省ガイドラインや中京大学規

程の解釈を誤った上で、誤った調査結果を導いたものである。

4 剽窃チェッカーを誤使用した可能性

本件予備調査においては、専門機器の使用方法を誤ったと疑う事実もある。「第2回不正行為予備調査委員会議事メモ」（2020年9月28
5 日に開催）には、盗用・剽窃を判定するソフトウェア「iThenticate」（アイ
センティケイト）を用いて類似性を判定した結果として、「三宅氏の著書
との類似性は確認できなかった」（乙8の「2」）との記載がある。盗用
の告発にかかる原告記述と大内記述の類似性は一見して顕著であるところ、
10 これらの文章を当該ソフトウェアを使って比較判定した場合、通常
の使い方であれば「類似性は確認できなかった」との結果が出るとは考
えにくい。使用方法に問題があるか、恣意的な利用の仕方をしたために
誤った結果を得、調査結果に影響を及ぼした可能性がある。

5 小括

以上のとおり、予備調査委員会の予備調査はずさんであり、文科省ガ
15 イドラインや梅村学園規程が課した調査義務に反したものであった。

第3 予備調査報告書の開示手続きについて

1 予備調査報告書の開示は情報公開請求以前である

被告梅村学園が原告に対して本件予備調査報告書（甲2）を開示した
20 手続きは、「学校法人梅村学園情報公開・開示規程」（乙3、以下「梅村
学園情報公開規程」という）にもとづくものではない。文科省ガイドラ
インまたは中京大学規程20条8項による手続きである。

被告梅村学園が本件予備調査報告書を原告に開示した時期は原告の情報
公開請求申し立てよりも以前である（乙14～17）。原告は当初、被
25 告梅村学園に対して予備調査にかかる文書を任意で開示するよう求めた。
開示できない旨の回答だったため、文科省ガイドラインを示してあらた
めて開示を求めたところ（乙14）、被告梅村学園は態度を変化させて研
究倫理委員会にはかる必要があると回答した、そして、研究倫理委員会

での検討・決定を経て、2021年2月中旬ごろ、本件予備調査報告書の開示となったものである。

2 開示請求手続き

予備調査報告書の開示を受けた原告は、被告梅村学園の職員に対して、

- 5 ①予備調査の資料はこれがすべてですか。
- ②すべてではない場合、一部しか開示しなかった理由を教えてください。
- ③開示していない文書名、ならびにそれらいつさいの開示を求めます。
- ④報告書の一部が黒塗りにされていますが、その根拠を教えてください。また黒塗り部分も開示する義務が貴大学にあると考えますので、
- 10 開示願います。

——との質問・要望をメールで行った。これに対して実質的な回答がなかったため、原告は2021年3月25日付で情報公開請求の手続きを行い（乙16）、2021年4月21日付で全部不開示との通知文を受けとった。（甲19、乙17）

15 3 不開示理由の説明に不備があった

なお、通知文の不開示理由記載欄には「本学の内部における審議、検討に関する事項であり、本件事案の内容に鑑みると、関係者に不当に利益又は不利益を与えるおそれがあるから、不開示とする」と書かれており、情報公開規程のどの条文を適用したのかは明記されていなかった

- 20 （乙17）。これは不開示理由の説明の不備にあたる。原告は、真の不開示理由を確かめるために、被告梅村学園に対して情報公開規程の開示を求めた。それを拒まれたため、情報公開規程の開示を求める趣旨の情報公開請求書を送付したが、受理されず返送された。担当職員の説明では、
- 25 情報公開規程が変更になり、あらたに本人確認書類が必要になったところ原告が送付した書類に不備があるとのことであった。原告は有効な国立大学法人岡山大学の顔写真付き学生証の写しを同封したが、運転免許証やマイナンバーカードの写しでなければならないとのことであった。

4 予備調査に関する文書開示・非開示の判断は恣意的に行われた

被告梅村学園によれば、本件予備調査にかかる文書の不開示理由は情報公開規程 12 条 3 号であるとのことであるが、こうした説明を、原告は被告梅村学園の答弁書においてはじめて知った。また、情報公開規程の内容を原告が知ったのも本件訴訟においてである。こうした事実は、

5 被告梅村学園における情報公開や文書開示のあり方が、規則等を正しく運用せず、恣意的になされていることをうかがわせる。

予備調査の資料等を保管し、関係者に開示する旨を定めた趣旨は、当該予備調査が公正に行われたことを担保すると同時に、告発者を含む関係者に対する説明責任を果たすことにある。被告梅村学園が原告に開示

10 した予備調査報告書の内容では、原告の告発がなぜ本調査調査の対象とされなかったのかについて理解することは困難である。こうした対応は文科省ガイドラインや中京大学規程の情報開示義務に反し、不法行為を構成する。

15 第 4 2024 年 5 月 13 日付求釈明申し立てについて

被告梅村学園は準備書面 1 において、原告の 2024 年 5 月 13 日付求釈明申立に対し、大部分について不要だする意見を述べている。以下反論する。

当該求釈明申し立ては、本件予備調査が適切に行われたものかどうか、

20 また、情報開示が適切に行われたものかどうかを原告において立証・反証する目的である。本件予備調査報告書のみでは、具体的にどのような調査がなされ、どのような検討を経たのかが不明である。調査が公正になされたとする被告梅村学園の主張に反論し、真実を解明するためには調査にかかる情報を圧倒的に保有する被告梅村学園からの一定の情報開

25 示が不可欠である。特に、被告発人である訴外大内から予備調査委員会に提出された根拠資料のなかに、大内記述 1・2 の執筆当時に取得したことを客観的に裏付けるものが存在するかどうか、その点について予備調査委員会において調査がなされたのかどうかを知ることは、事案の解

明いとしてきわめて重要である。原告が当該求釈明で開示を求めたのは、作成・取得した文書の文書名であり、それらを開示することによって被告梅村学園の調査事務に支障が生じるおそれはない。

5 第5 求釈明申立て

1 被告梅村学園

(1) 被告記述3にかかる原告の主張(訴状9頁16～17行目)に対する認否をされたい。

10 (2) 「被告発者の示した資料において科学的かつ合理的な根拠の論理性がないものが含まれていた」(答弁書5頁16～17行目)の「科学的かつ合理的な根拠の論理性がないもの」を具体的に示されたい。

15 (3) 「被告発者の示した資料において科学的かつ合理的な根拠の論理性があることが確認された」「被告発者により示された資料の合理性及び調査可能性が確認された」(答弁書5頁18～20行目)の「資料」を明らかにされたい。

(4) 本件予備調査関連文書の開示・不開示に関する研究倫理委員会における検討状況を明らかにされたい。

(5) 剽窃チェッカー「iThenticate」を使用した調査結果を、同ソフトウェアの使用方法を含めて明らかにされたい(乙8の記載に関連)。

20 (6) 訴外大内に対する予備調査委員会の質問内容、及び同人からの回答内容及び提出資料をすべて明らかにされたい。

(7) 2013年10月当時の中京大学研究倫理規程を明らかにされたい。また、同時期における中京大学教員・学生の資料保管義務はいかなる状況だったのかを明らかにされたい。

25

以上